

事業者の定款について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法（※1））に基づく指定事業所は、**法人**である必要があり（※2）、また、法人の定款の目的の中に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」等、障害の事業を行うための適切な文言の記載が必要となります。

ただし、社会福祉法人や医療法人、消費生活協同組合など、定款の変更に所轄庁の認可が必要な法人については、当該所轄庁の指導に従ってください。（特定非営利活動法人については下記の事業名で問題ありません。）

また「障害福祉サービス事業」の記載があれば、「居宅介護」など個々のサービス名の記載は不要ですし、「地域生活支援事業」には「移動支援事業」と「地域活動支援事業」が含まれますが、相談支援を行う場合は、下記に掲げるそれぞれの実施する事業をすべて記載する必要があります。

なお、**就労継続支援A型事業者**については、「専ら社会福祉事業を行う者でなければならない」ため、定款の目的の中に当該A型事業で行う事業目的以外で社会福祉事業（※3）に該当しない事業目的が記載されている場合は認められませんのでご注意ください。（特定非営利活動法人は例外あり。）

※1 「障害者総合支援法」の表記は略称のため、定款や運営規程などでの表記は正式名称でなければなりません。

※2 療養介護及び短期入所において病院又は診療所が実施する場合を除く。

※3 社会福祉法第2条に掲げる「第1種社会福祉事業」及び「第2種社会福祉事業」に該当するものをいう。

定款に記載すべき事業名〔障害者支援課所管分〕

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ・ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

介護保険法に基づく事業や児童福祉法に基づく事業（障害児相談支援事業を除く）については、それぞれの所管課でご確認ください。

・ 介護保険法関係：健康福祉局介護保険課居宅指定係（電話 052-972-3487）

施設指定係（電話 052-972-2539）

・ 児童福祉法関係：子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係（電話 052-972-2520）